

平成29年度 食品安全モニター募集要項

食品安全モニターは、食品安全委員会が行ったリスク評価に基づいて各省庁が行う施策の実施状況をモニタリングしてご報告いただくとともに、食品安全に関するご意見・ご要望をお寄せいただくために、食品安全委員会が依頼するものです。

食品安全モニターの皆様には、食品安全に関する知識をさらに深め、最新情報に触れていただけるよう、食品安全委員会の広報誌や各種資料の送付、都道府県等が行う食品安全関連のイベント情報等の情報提供をいたします。

1 応募要項

(1) 応募資格

以下のアからエまでの全てに該当する方

ア 日本国内に居住されている満20歳（平成29年4月1日時点）以上の方

イ インターネット接続されたパソコンと、ご自分のメールアドレスをお持ちの方（応募も含め、事務局との連絡、報告書の提出等は、インターネット経由で行いますので、パソコン操作ができることは必須です。スマートフォン、携帯電話は不可とします。）

ウ 食品安全委員会が行うリスク評価を理解するための知識を有していること。具体的には、次の条件のいずれかを満たしている方

[1] 大学等で食品に関連する学科等（医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学、食品工学、家政学、栄養学等）に在籍している方、又は卒業若しくは修了した方

[2] 食品に関連する資格（栄養士、管理栄養士、調理師、専門調理師、製菓衛生師又は食品衛生管理者、その他、事務局長が適当と認めるもの）を保有の方

[3] 食品安全に関する業務に従事している方若しくは従事していた方、又は過去に常勤公務員として食品の安全に関する行政に従事していた方

エ 平成29年4月1日時点で、国会議員、地方公共団体の議会の議員、食品の安全に関する行政に従事している常勤の国家公務員・地方公務員のいずれにも該当しない方

(2) 募集人数及び任期

募集人数：180名程度

任期：1年間（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

活動状況等に応じて、延長が認められます（延長は1年毎、最長5年間）。

(3) 応募方法

ア 食品安全委員会ホームページ（<http://www.fsc.go.jp/>）の食品安全モニター応募フォーム（下記）から応募してください。

応募フォーム

<https://form.cao.go.jp/shokuhin/opinion-0892.html>

イ 応募フォームには、氏名、住所等のほか、以下についてご記入いただきます。

(ア) 応募の理由（100字程度）

(イ) 食品の安全に関連して、ご自身が関心のあるテーマを1つ設定し、そのテーマについての「現状と課題」、及びそれに対して国が行うべきと考えられる「改善の提案」を下記の項目ごとに字数制限の範囲内で記載してください。

[1] 関心のあるテーマ（30字以内）

[2] [1]についての現状と課題（300字以内）

[3] [2]を改善するための提案（300字以内）

(4) 応募締切

平成29年1月30日（月）午前10：00

(5) 選考

応募フォームに記載された内容を審査することにより、食品安全モニターの活動を理解し、積極的な活動や意見の提案が期待される方の中から、性別、年代、居住地域等を考慮して選考します。

(6) 結果の通知

食品安全モニターになっていただく方には、平成29年3月下旬までに郵送及びメールで通知する予定です。採用されなかった方には、平成29年4月1日以降に、応募時に記載いただいたメールアドレス宛に、その旨をご連絡いたします。メールアドレスの入力に誤りがある場合には、不達となりますので、ご了承ください。

(7) その他

応募に際していただいた個人情報は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の規定に従って厳正に取り扱い、食品安全モニターの選考・依頼事務のみに使用します。但し、食品安全モニター採用され、事務局の依頼を承諾された場合は、いただいた情報をその後の食品安全モニター運営にも使用します。

2 食品安全モニターの手続（選考後の手続）

(1) 書類の提出

選考結果の通知後、所定の期限までに応募資格を証明できる書類（修了証明書、資格の免状の写し等）を事務局に提出していただきます。内容を確認後、事務局から依頼通知を郵送します。

(2) 謝金等

食品安全モニター会議への出席とアンケート等への協力に対しては、当委員会の規程に基づいて謝金、旅費をお支払いします。

○食品安全モニター会議への出席 3,000円程度

○アンケート等への協力 1,000円程度（年1回程度実施）

【問合せ先】

内閣府食品安全委員会事務局「食品安全モニター」担当

電話(03)6234-1143・1150・1154 (平日10:00~17:00)

3 食品安全モニターの活動内容

(1) 食品安全モニター会議への出席

原則、新規に食品安全モニターになられた方には食品安全モニター会議（1回）に出席していただきます。会議では、食品安全に関する基本的事項や食品安全モニターの活動についての説明及びグループワークを行っていただきます。

【参考】平成29年度の食品安全モニター会議について

- ・ 開催場所は主に東京、大阪です。必要に応じて地方都市で行う場合もあります。
- ・ 開催時期は5～6月、時間は13:00～16:00の予定です。
- ・ 事務局が指定する会場（原則として自宅から最も近い会場）にご出席いただきます。
- ・ ご出席いただく日程・会場は、選考結果の通知時にお知らせします。また開催時期・時間・会場は、上記の予定から変更となる場合がありますので、ご了承ください。

(2) アンケート等への協力

一年に1回程度、食品の安全性等についてのアンケート等に、インターネット上のWebページから回答していただきます（1回のアンケートは3段階程度で構成されます）。食品安全モニターの中から抽出した一部の方にのみアンケートへの協力を依頼する場合があります。

(3) 食品の安全に関する報告及び提案

以下を中心に、随時、具体的な報告や提案をしていただきます。

- ・ 食品安全委員会が行った食品健康影響評価（以下「リスク評価」という。）の結果が、リスク管理機関（厚生労働省、農林水産省、消費者庁等）の講じたリスク管理措置に適正に反映されているかどうかについて
- ・ 食品安全委員会が行った（又は行うべき）リスク評価について
- ・ 食品安全委員会が行うリスクコミュニケーションについて

(4) 食品の安全に関する情報の地域の方々への提供

日常生活を通じ可能な範囲で、食品の安全に関する情報を周囲の方々へ普及していただきます。

(5) 食品の安全に関する危害情報を入手した場合の報告

食品の安全に関する危害情報を入手した場合、速やかに事務局に情報を提供していただきます。

(6) 食品の安全に関する理解

食品の安全に関する理解の促進のため、食品安全委員会が配信するリスクアナリシ

ス講座等の動画を視聴していただき、食品の安全に関する理解度を確認するための理解度チェックテストを実施します。

4 遵守事項等

(1) 食品安全モニター（以下「モニター」という）の活動に当たっての遵守事項 （モニターの身分）

ア モニターとして活動する場合には、次の事項を遵守してください。

なお、これらの遵守事項に違反したことが確認された場合には、モニターの依頼を取り消すことがありますので、御注意願います。

- ① モニターは中立公正な立場で活動を行ってください。
- ② モニターの立場で、営利企業等から、いかなる利益及び便宜の供与も受けることはできません。
- ③ モニターの活動は、日常生活の中で行ってください。
- ④ モニターは、食品安全委員会事務局長からモニターとしての活動を依頼されますが、国家公務員のように国に雇用されているものではないため、法令に基づく調査権限や検査権限は一切与えられていません。庁舎内、販売店内等での写真撮影、伝票や資料閲覧（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づく閲覧は除く。）の要求、常識的な質問の範囲を超えるような事情聴取等、営業妨害や風評被害の発生のおそれのある行動をとることがないように十分にご留意ください。

イ アの各事項に反する活動などにより、食品関連事業者、行政機関等に損害を与える等問題が発生した場合には、モニター個人の責任で対応してください。

(2) モニターの依頼の取消し

応募資格に該当しなくなった場合、遵守事項に違反したことが確認された場合、その他食品安全委員会事務局がモニターの依頼について適当でないと判断した場合は、任期中であっても依頼を取り消すことがあります。

モニターの依頼を取り消した場合、謝金を支払わないことがあります。

食品安全委員会について

食品安全委員会は、食品安全基本法に基づいて、食品の安全性確保のための規制や指導を行うリスク管理機関（厚生労働省や農林水産省等）から独立して、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正にリスク評価（食品健康影響評価）*を実施することを目的に、平成15年7月1日に内閣府に設置された機関です。詳細は、下記ホームページをご覧ください。

<http://www.fsc.go.jp/iinkai/>

*** リスク評価（食品健康影響評価）とは**

私たちが、日々口にする食べ物には、豊かな栄養や成分とともに、ごく微量ながら健康に悪影響を及ぼす危害要因（ハザード）が含まれていることがあります。

「リスク評価」とは、リスク（食品を食べることによって有害な要因が健康に及ぼす悪影響の発生確率と程度）を科学的知見に基づいて客観的かつ中立公正に評価することです。評価は、汚染物質や微生物等の危害要因（ハザード）ごとに行われ、本委員会の重要な役割となっています。

詳細は食品安全委員会のホームページをご参照ください。

<http://www.fsc.go.jp/iinkai/mission.html>